

事務所通信

2012年12月号 No.90



(Merry Christmas!!)

CONTENTS

- | | | | |
|-------------------------------|----|----------------|----|
| ● 所長コメント
…なんとかここまでやってきました。 | P1 | ● 企業防衛 | P4 |
| ● 年末調整の準備 | P2 | ● 税務Q&A | P5 |
| ● 労働関係の法改正 | P3 | ● お知らせ おもしろ雑学 | P6 |
| | | ● 休日カレンダー あとがき | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

なんとかここまでやってきました。

うちの事務所ではお客様が入って来られたら、誰彼を問わずに心を込めて、明るく、大きな声で、立って「いらっしゃいませ」と挨拶することになっています。初めて来られた方は20人全員が起立して「いらっしゃいませ」とやられるものですから、緊張してしまいます。そして用件を終えて帰るときに、玄関の戸にオデコをぶつけます。毎朝ガラス拭きをしていますので、ガラスの存在がわからないのです。そこで私はニコツとしてオデコのあとを確認するのです。

もちろんお客様がお帰りの時は、お客様に向かって心を込めて、明るく、大きな声で、立って「ありがとうございます」とご挨拶をします。電話中でも起立して、お辞儀をすることになっています。お客様に心地よく感じてもらい、加藤会計社の良さを伝えたいと思うからです。

そもそも税理士事務所の内容は、どこがどう違うかあまりわかりません。銀行とか税務署ならわかるかもしれませんが、建物が立派だとか、職員数がどうだとかの外見でしか判断できないのです。創業当時私は顧問先がゼロでしたので、そこで苦勞しました。だから事務所がオンボロでも、社員が少なくても、挨拶とか電話の取り方で差別化しようと思ったのです。ちなみに電話の取り方はこうです。

- ①電話はできる限り1回以内でとる。笑顔で、明るく、ワンオクターブ上げ、はっきりした声で話す。
- ②受話器を取れば、即「お電話ありがとうございます。加藤税理士事務所の〇〇です。」と答え、担当者へ回す。
- ③朝礼でも来客中でも電話が来たらすぐつなぐ。特に所長には絶対つなぐ。
- ④あやしい電話の時には「ただいま接客中ですが、よろしければ代わりに承りますが」と聞き、商品取引等の勧誘の時は上手に断る。
- ⑤担当者が不在の時や休みの時は、その旨をお伝えすると大抵の人はまた後から掛けますと言って電話を切ります。その後すぐに担当者にメールをして伝え、電話をかけ直しますと大体びっくりされます。

昨日ディズニーランドのマネージャーだった人の講演会を聞きました。それによると、**サービスとホスピタリティー**は違うのだそうです。サービスには義務が含まれるが、ホスピタリティーとは相手への主体的な思いやりをいいます。主体的にホスピタリティーを発揮し、お客様満足度を向上させ、組織を成長させて行きましょう。



年末調整の準備

年末調整の時期です。よろしければ職場での回覧用にお役立て下さい。

！平成24年分 年末調整の準備のお願い！



正しい年末調整処理のため、下記資料をご確認（準備）して頂き、早めに会社まで提出してください。

1. 年末調整に必要な資料（提出していただくもの）

① 平成24年分 給与所得者の扶養控除（異動）申告書

23年より年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止されました。

なお、16歳未満の扶養親族について24年分扶養控除申告書より下欄の住民税に関する事項で記入していただくこととなります。

② 平成24年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書（配偶者の1年間の収入の種類及び収入金額）

③ 中途入社の方で、当社に入社前にお勤めだった方は前勤務先の源泉徴収票

④ 生命保険料の控除証明書（一般・個人年金・介護医療保険）

⑤ 地震保険料の控除証明書

⑥ 国民年金、国民年金基金の証明書

⑦ 住宅ローン控除をされている方は、すでに税務署から来ている住宅取得特別控除証明書及び年末借入金残高証明書

⑧ ご本人や、その控除対象配偶者、扶養者で障害者に該当する方は、障害者手帳のコピー

2. 平成25年度給与支給開始までに必要な資料

① 平成25年分 給与所得者の扶養控除（異動）申告書

※ 注意点

1. 扶養控除申告書を提出していただけない場合は、給料から天引きされる源泉税が高くなります。（いわゆる乙欄になります）

2. 扶養できるかどうかは下記を目安として下さい。

<給与しか所得が無い場合>

1年間の給与（天引前で通勤手当を含まないもの）が合計で**103万円以下の人**

※**配偶者の場合**、給与が103万円を超えていても、**141万円未満の人**であれば、配偶者特別控除（最高38万円）を受けることができますので、収入金額をお知らせ下さい。

<公的な年金の所得しか無い場合>

65歳未満の人・・・1年間の合計額が**108万円以下の人**

65歳以上の人・・・1年間の合計額が**158万円以下の人**

3. 複数の収入がある人は合計所得となりますので報告してください。（扶養できないことが後日判明しますと、追加納税しなくてはなりません。）

4. **2か所以上の事業所から給与を支給されている方で、当社が主たる給与ではない（当社の給与の方が少ない）方は扶養控除申告書等の書類を提出していただく必要はありませんが、必ず会社に申し出てください。（扶養控除申告書は1か所の事業所にしか提出することはできません。）**

< 丸 田 >

労働関連の法改正

《 65歳までの雇用義務化やパート等の無期雇用化 》

60歳の定年後も希望者全員の雇用を義務づける高年齢者雇用安定法が改正されました。そのほかにも、有期契約社員の5年継続雇用後の無期契約化、社会保険料の上昇などで、人件費の増加につながるような制度改正が次々と行われます。



65歳までの雇用を義務化

現行の高年齢者雇用安定法では、65歳までの雇用確保のために、事業主に対して①定年制の廃止、②定年の引き上げ、③継続雇用制度のうちいずれかを導入することを義務づけています。このうち、継続雇用制度を導入した場合、継続雇用の対象となる基準(勤務評定や出勤率など)を事業主と社員との間で定めた場合には、その基準によって希望者全員を継続雇用する義務はありませんでした。つまり継続雇用の対象者を限定する仕組みが認められていました。

しかし、改正によって、平成25年4月1日からは継続雇用の対象者を限定する仕組みが廃止され、原則として継続雇用の希望者全員を雇用する必要があります。ただしそれが完全義務化されるまでの経過処置が設けられています。

(注1) 心身の健康状態の不調により業務の遂行に耐えない人などは例外とされます。

勤続5年超のパート社員は無期雇用

労働契約法が改正され、有期労働契約のパートなどが、5年を超えて繰り返し更新した場合には、本人が希望すれば、会社は、無期限の雇用(期間の定めのない労働契約)にしなければならなくなりました。

また、有期雇用契約を繰り返し更新することで、実質的に、期間の定めのない契約と変わらない場合は、合理的な理由がない限り、雇止め(雇用期間の満了に伴う雇用契約の終了)ができないこととなります。

(注2) 改正法の施行前に既に開始している有期雇用契約は5年のカウントに含めません。

厚生年金保険料が毎年上昇

厚生年金保険料は、平成16年の法改正により、平成29年まで毎年上昇することになっています。現在は、16.766%を会社と社員で折半していますが、平成29年には18.3%まで引き上げられる予定です。



企業経営のリスクマネジメントはしっかり対策されていますか？

企業の安定的・永続的な発展のために経営者は適切な「リスクマネジメント」を心がけ備える必要があります。

よくリスクマネジメントの対応は大半生命保険商品で対応しているのが現状です。今回は、経営者のリスクマネジメントについてご紹介いたします。



I. リスクマネジメントの種類

① 運転資金対策

経営者が万が一のときに後継者が円滑に事業を承継できるよう、当面の人件費（従業員の給与など）やその他事業継続に関わる資金などの運転資金の準備が必要です。

② 借入金返済資金対策

金融機関から事業資金を借入れている場合は、経営者が万一のときの返済資金準備が必要です。

③ 役員退職金慰労対策

経営者が勇退後に豊かな老後をおくるための生存退職金として、また、万一のときに残されたご家族の生活を支えるための死亡退職金として、役員退職慰労金及び弔慰金の準備が必要です。

④ 事業承継・相続対策

法人においては自社株評価額対策、個人においては相続税対策をしっかりと準備をされているでしょうか？円滑な事業承継・相続をするためにも準備は必要です。

⑤ 福利厚生対策

従業員が安心して働ける職場にするには、退職金などの福利厚生制度を充実させることが必要です。また、危険な職場においては特に人的事故に対する備えが必要です。

II. 標準保障額

前項のとおり経営者は「企業経営の責任者」と「家計の責任者」の2つの顔をもっています。もし経営者が不測の事態に陥ったとき、その企業が経済的損失をどのくらい被るか？がこのリスクマネジメントの額と考えてください。当事務所では、リスクマネジメントを数字に置き換え算出した金額（標準保障額）をお知らせすることも出来ますので当事務所担当までぜひご依頼下さい。

標準保障額	=	企業防衛準備資金	+	役員退職慰労金
		①運転資金 ②借入金返済資金 ③納税準備資金		①役員退職慰労金 ②功労加算金 ③弔慰金



以上ことわざで「備えあれば憂いなし」という言葉がありますがあの時備えておけばという事がないようリスクに対して準備をお願いします。

QUESTION

1. 生命保険料控除証明書に「旧制度」と記載されていますが控除できるのですか。
2. 証明書に「一般証明額(申告額)」と「一般申告額」の両方に記載がありますか。
3. 保険料の負担者が契約者でない場合でも控除できますか。
4. 解約等をした後でも証明書は発行されますか。
5. 平成24年に医療保険に加入しました。その生命保険料控除証明書に「介護医療保険料」の金額の記載がありますか。

ANSWER

1. 平成23年までの契約分は「旧制度」として継続され、控除額は今までと同様に最高10万円です。24年以降の契約分から新制度となり「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」に、新たに「介護医療保険料控除」が加わり、それぞれが4万円で最高12万円の控除額となります(市県民税の最高額は今までと同じです)。
* 旧制度に新制度の「介護医療保険料」を合わせた場合等の控除額も、最高額が12万円となります。
2. 「一般証明額(申告額)」は証明書発行時点の金額です。証明日以降12月末まで保険料を支払っている場合は「一般申告額」を記載します。
3. 実際に保険料を負担した人が控除することができます。
4. 平成23年までの契約は支払額が9,001円以上であれば発行されます(9,000円以下は添付不要です)。「個人年金保険料」や24年以降の契約、または23年までの契約でも24年以降に新制度により更新等をした契約については、支払金額に関係なく発行されます。一時払いの保険料は支払った年のみ発行です。
5. 平成24年以降の契約については新制度が適用され、医療保険の主契約は「介護医療保険料」となります。
* 商品の種類によって控除が異なります。詳しくはお問い合わせください。

研 修 予 定

日 時	研 修 内 容	場 所	講 師	参 加 費
12月21日(金) 午後6時30分～	テルモ経営研究会 感動伝説を生むサービス！ (ザ・リッツ・カールトン大阪 後編) ビデオ研修	加藤輝守税理士事務所 2F セミナールーム	税理士 加藤輝守	1,000円



お客様をご紹介ください

ご友人やお知り合いの方で、税務・会計でお困りの方、企業経営について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介ください。

会社の広告お手伝いします

お客様の広告チラシ等がございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。



◇◆◇ おもしろ雑学 ◇◆◇

【一本締め】

宴席では最後に「それでは皆さん、お手を拝借」といって手拍子を打つ「一本締め」を行いますが、実は関東と関西でやり方が違う事をご存じでしょうか。

関東では、「よーおっ」「ポン」と1回手を打つだけで終わりますが、関西では、「ポポポン、ポポポン、ポポポン」と三三四の手拍子を行います。

様々な地域の方が参加する宴会では、「一回ポンの一本締めでお願いします」といったような確認をとるといいかもしれませんね。



某雑学HPより(担当:村山)



休日カレンダー



12月（師走）December

日	月	火	水	木	金	土
						1 堀田・丸田
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21 テルモ経営研究会	22
23 天皇誕生日	24 振替休日	25	26	27	28 仕事納め	29 年末休暇
30 年末休暇	31 年末休暇	H25年 1 / 1	2 年末休暇	3 年末休暇	4 仕事始め	5

・ 網掛けの日が当事務所の休日です。

12月の税務

12月10日 平成24年11月分源泉所得税・住民税の納付

平成25年

1月4日 平成24年10月決算法人 法人税等・消費税確定申告・納付

平成25年4月決算法人 法人税等・消費税中間・予定申告・納付

平成25年7月、4月、1月決算法人の消費税の中間申告・納付



◆◆ あとがき ◆◆

今年も残すところ、あと1ヶ月となりました。

12月は、年末調整や、年賀状作成、大掃除などやることが山積みで、気持ちばかりが焦ってしまいます。

「終わり良ければ全てよし」とことわざにもあるように、良い年を締めくくれるよう、残り1ヶ月を大切にすごしたいと思います。

< 池原 >